

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:石川県警察

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	65.4%
全職員	80.5%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
警視相当職	93.4%
警部相当職	92.9%
警部補相当職	90.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.8%
31～35年	88.6%
26～30年	82.3%
21～25年	85.0%
16～20年	81.5%
11～15年	78.0%
6～10年	88.8%
1～5年	92.0%

【説明欄】

基本給及び各種手当について、制度上、男女の差異はないものの、
・給料表の異なる職種(警察官、警察行政職員)ごとの男女の比率に差異がある。
・女性は、相対的に給与水準の低い勤続10年までの職員の割合が高い。
・扶養手当・単身赴任手当について、世帯主となっている男性に支給対象者が多い。
等の理由により、差異が生じている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。